

久米南町指定給水装置工事事業者の主任技術者選任等届出要領

1. 届出の手続き

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第5号）を、給水装置工事事業者の事業を行う事業所ごとに提出して下さい。

○添付書類：選任する技術者の主任技術者免状（写）

2. 届出の期間

届出をした主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に、新たに主任技術者を選任して届出をして下さい。

3. 届出に関する書類の提出先

届出書類は、久米南町役場建設水道課へ提出して下さい。

なお、受付後の書類は返却しません。

4. 届出に関する書類の作成要領

届出に関する書類の作成は、次の注意事項を留意して下さい。

- (1) 書類への記入は黒又は青のボールペンを使用し、かい書で正確に書いて下さい。
- (2) 氏名は、戸籍に記載されている文字を使用して下さい。

参 考

久米南町指定給水装置工事事業者の指定等に関する規程

（主任技術者の選任等）

第12条 指定工事事業者は、第4条第1項の規定による指定工事事業者の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、町長に届け出なければならない。

2 指定工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、町長に届け出なければならない。

3 指定工事事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第5号）を遅滞なく町長に提出しなければならない。

4 指定工事事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が、同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。

ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。